

令和2年度 奨学金案内（在学・緊急募集）

奨学金を希望するみなさんへ

高校・高専・専修学校高等課程

【事務取扱担当者用】

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団が実施する奨学事業は、勉学意欲がありながら経済的理由により修学に困難があると認められる者に対し、学資の貸与を行うことにより、社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与することを目的としています。

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団

目 次

○ 令和2年度高等学校等奨学金予定表	・・・	1
○ 募集区分による比較表	・・・	2
1 募集概要	・・・	3
2 募集の種類	・・・	3
3 借りることのできる金額	・・・	3
4 借りることのできる期間	・・・	4
5 併給の禁止	・・・	4
6 対象校の範囲について	・・・	5～6
7 収入（所得）基準について	・・・	7～8
8 貸与について	・・・	9
9 返還について	・・・	9～10
10 在学募集	・・・	11
11 緊急募集	・・・	12～13
12 願書記入方法	・・・	14～17
○ 奨学金申請に係るQ & A	・・・	18～23
○ 様式集	・・・	24～32
○ 福岡県教育文化奨学財団奨学事業の変遷	・・・	33

令和2年度 高等学校等奨学金 予定表

表の記号の見方

- … 願書受付開始
- … 願書受付終了
- △ … 採用決定
- … 初回振込日

日程	募集区分	予約募集	在学募集	緊急募集				備考
				第1回	第2回	第3回	第4回	
中学	7月	○						
	8月	↑						
	9月	●						
	10月							
	11月	△						
	12月							
	1月							
	2月							
3月								
高校等	4月		○ ↓ ●	○				
	5月							
	6月	□(6/30)	△					
	7月		□(7/31)	●	○			第1回緊急募集締切 7月31日
	8月			△	↑			
	9月			□(9/30)				
	10月				●	○		第2回緊急募集締切 10月30日
	11月				△	↑		
	12月				□(12/18)			
	1月					●	○	第3回緊急募集締切 1月29日
	2月					△ □(3/1)	↑ ↓	
	3月						● △ □(3/31)	第4回緊急募集締切 3月5日

※ ここに記載の日程は令和2年3月現在の予定です。

募集区分による比較表

	予約募集	在学募集	緊急募集																																																									
概要	中学3年時に高等学校等の奨学金を事前に申し込むもの	高等学校等在学時に申し込むもの	家計急変の事態が生じた時に申し込むもの																																																									
募集期間	中学3年時の7月上旬～中学3年時の9月上旬 (ただし、学校締切日は各学校により異なります)	4月上旬～5月上旬 (ただし、学校締切日は各学校により異なります)	随時(ただし、在学募集申請期間を除く。 なお、当該年度の受付締切日は3月5日)																																																									
種類	入学支度金 奨学金	奨学金	奨学金																																																									
申込要件	<p>○入学支度金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が福岡県内に生活の本拠を有していること ・令和2年4月に、高等学校等への進学を希望していること (ただし、4月中の入学者に限る) <p>※ただし、特別支援学校高等部及び専修学校高等課程を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に経済的理由により修学が困難であること <p>○奨学金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が福岡県内に生活の本拠を有していること ・令和2年4月に、高等学校等への進学を希望していること (ただし、4月中の入学者に限る) ・特に経済的理由により修学が困難であること 	<p>○奨学金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が福岡県内に生活の本拠を有していること ・令和2年4月に、高等学校等に在学していること ・特に経済的理由により修学が困難であること 	<p>○奨学金</p> <p>1 家計急変</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が福岡県内に生活の本拠を有していること ・令和2年4月に、高等学校等に在学していること ・家計の急変により修学が困難となったこと ・家計が急変した事由が発生したときから1年以内であること <p>2 年度中途入学者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が福岡県内に生活の本拠を有していること ・令和2年5月以降に、高等学校等に入学していること (ただし、転入学の場合は保護者が県外から転居した場合に限る。) ・特に経済的理由により修学が困難であること 																																																									
所得要件	支度金 … 生活保護基準の1.0倍以下 奨学金 … 生活保護基準の1.5倍以下 (1.0倍以下及び1.5倍以下の方が選考対象となります)	奨学金 … 生活保護基準の2.4倍以下 (2.4倍以下の方が選考対象になります)	奨学金 … 生活保護基準の2.4倍以下 (2.4倍以下の方が選考対象になります)																																																									
貸与金額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>学校種別</th> <th>通学種別</th> <th>貸与額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">入学支度金</td> <td>公立</td> <td></td> <td>年額 50,000円</td> <td rowspan="2">入学時の1回のみ</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td></td> <td>年額 100,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">奨学金</td> <td rowspan="6">公立</td> <td rowspan="3">自宅</td> <td>月額 18,000円</td> <td rowspan="12">学校種別・通学種別に応じ、左記の3区分の中から貸与月額を選択できます。</td> </tr> <tr> <td>月額 15,000円</td> </tr> <tr> <td>月額 10,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自宅外</td> <td>月額 23,000円</td> </tr> <tr> <td>月額 20,000円</td> </tr> <tr> <td>月額 15,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">私立</td> <td rowspan="3">自宅</td> <td>月額 25,000円</td> </tr> <tr> <td>月額 15,000円</td> </tr> <tr> <td>月額 10,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自宅外</td> <td>月額 30,000円</td> </tr> <tr> <td>月額 20,000円</td> </tr> <tr> <td>月額 15,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	学校種別	通学種別	貸与額	備考	入学支度金	公立		年額 50,000円	入学時の1回のみ	私立		年額 100,000円	奨学金	公立	自宅	月額 18,000円	学校種別・通学種別に応じ、左記の3区分の中から貸与月額を選択できます。	月額 15,000円	月額 10,000円	自宅外	月額 23,000円	月額 20,000円	月額 15,000円	私立	自宅	月額 25,000円	月額 15,000円	月額 10,000円	自宅外	月額 30,000円	月額 20,000円	月額 15,000円	<p style="text-align: center;">・平成27年4月以降に入学した者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>学校種別</th> <th>通学種別</th> <th>貸与額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">公立</td> <td rowspan="3">自宅</td> <td>月額 18,000円</td> <td rowspan="12">学校種別・通学種別に応じ、左記の3区分の中から貸与月額を選択できます。</td> </tr> <tr> <td>月額 15,000円</td> </tr> <tr> <td>月額 10,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自宅外</td> <td>月額 23,000円</td> </tr> <tr> <td>月額 20,000円</td> </tr> <tr> <td>月額 15,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">私立</td> <td rowspan="3">自宅</td> <td>月額 25,000円</td> </tr> <tr> <td>月額 15,000円</td> </tr> <tr> <td>月額 10,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自宅外</td> <td>月額 30,000円</td> </tr> <tr> <td>月額 20,000円</td> </tr> <tr> <td>月額 15,000円</td> </tr> </tbody> </table>			学校種別	通学種別	貸与額	備考	公立	自宅	月額 18,000円	学校種別・通学種別に応じ、左記の3区分の中から貸与月額を選択できます。	月額 15,000円	月額 10,000円	自宅外	月額 23,000円	月額 20,000円	月額 15,000円	私立	自宅	月額 25,000円	月額 15,000円	月額 10,000円	自宅外	月額 30,000円	月額 20,000円	月額 15,000円
区分	学校種別	通学種別	貸与額	備考																																																								
入学支度金	公立		年額 50,000円	入学時の1回のみ																																																								
	私立		年額 100,000円																																																									
奨学金	公立	自宅	月額 18,000円	学校種別・通学種別に応じ、左記の3区分の中から貸与月額を選択できます。																																																								
			月額 15,000円																																																									
			月額 10,000円																																																									
		自宅外	月額 23,000円																																																									
			月額 20,000円																																																									
			月額 15,000円																																																									
	私立	自宅	月額 25,000円																																																									
			月額 15,000円																																																									
			月額 10,000円																																																									
		自宅外	月額 30,000円																																																									
			月額 20,000円																																																									
			月額 15,000円																																																									
学校種別	通学種別	貸与額	備考																																																									
公立	自宅	月額 18,000円	学校種別・通学種別に応じ、左記の3区分の中から貸与月額を選択できます。																																																									
		月額 15,000円																																																										
		月額 10,000円																																																										
	自宅外	月額 23,000円																																																										
		月額 20,000円																																																										
		月額 15,000円																																																										
私立	自宅	月額 25,000円																																																										
		月額 15,000円																																																										
		月額 10,000円																																																										
	自宅外	月額 30,000円																																																										
		月額 20,000円																																																										
		月額 15,000円																																																										
貸与期間	令和2年4月から卒業するまでの標準修業期間	令和2年4月から卒業するまでの標準修業期間	その事由が発生した月から正規の修業終了年月 (ただし、貸与開始月は令和2年4月より前には遡りません)																																																									
願書提出先	在籍中学校	在籍高等学校等	在籍高等学校等																																																									
詳細掲載頁	11頁参照	11頁参照	12頁参照																																																									

1 募集概要

福岡県教育文化奨学財団は、高等学校（中等教育学校後期課程、高等学校専攻科、特別支援学校高等部及び特別支援学校専攻科を含む）・専修学校高等課程に進学後、経済的理由により奨学金を希望する人について、奨学生の募集（在学・緊急）を行います。

2 募集の種類

福岡県教育文化奨学財団の高等学校等奨学金は、「予約募集」、「在学募集」及び「緊急募集」があります。これらは募集区分が異なるだけで、奨学金としては同一のものであり、いずれも無利息です。

奨学金として同一のものでありますから、既に「予約募集」で貸与が決定されている方が「在学募集」を申し込むことや、「在学募集」と「緊急募集」同時に申し込むことはできません。

それぞれの概要は、以下のとおりです。

- ・予約募集 … 中学3年生時に高等学校での奨学金を事前に申し込むもの
 - ・在学募集 … 高等学校等在学時の4月上旬から5月上旬に申し込むもの
 - ・緊急募集 … 高等学校等在学時に家計急変の事態が生じた際、随時申し込むもの
- 高等学校等に在籍している場合は、「在学募集」「緊急募集」に申し込むこととなります。

3 借りることのできる金額

学校種別及び通学種別に応じ、次の3区分の中から選択できます。

学校種別	通学種別	貸与月額選択区分	
国・公立	自宅	A	18,000円
		B	15,000円
		C	10,000円
	自宅外	A	23,000円
		B	20,000円
		C	15,000円
私立	自宅	A	25,000円
		B	15,000円
		C	10,000円
	自宅外	A	30,000円
		B	20,000円
		C	15,000円

※貸与月額の変更は、年1回、決められた期間内（4月～5月中旬頃）に関係書類を提出していただく必要があります。年度中途からの月額変更は原則としてできませんのでご注意ください。

4 借りることのできる期間

(1) 在学募集

令和2年4月から卒業するまでの標準修業期間

(例：高校1年生の場合) 全日制高校：3年、定時制高校：4年

留年などによる貸与期間の延長はありません。

また、過去に当財団の貸与を受けた期間は今回の貸与期間から除算されます。

(2) 緊急募集

家計急変の事由発生月から正規の修業終了年月までの期間

なお、貸与の始期は家計急変の事由発生日まで遡ることができますが、令和2年4月を限度とします。

留年などによる貸与期間の延長はありません。

また、過去に当財団の貸与を受けた期間は今回の貸与期間から除算されます。

5 併給の禁止

当財団では、当財団の奨学金と他の団体が実施する奨学金あるいは資金等を同時に申し込むことを「併願」とし、当財団の奨学金と他の団体が実施する奨学金あるいは資金等を同時に貸与することを「併給」と定義しています。「併願」に関しては認めていますが、「併給」に関しては、都道府県・市町村及びこれらが所管する公益法人等が実施する同様の奨学金あるいは資金等と併給することはできませんのでご注意ください。

なお、同様の奨学金あるいは資金等とは、次の奨学金等が該当します。

(1) 貸与金額にかかわらず、併給ができない資金等

ア 母子父子寡婦福祉資金

イ 定時制課程及び通信制課程修学奨励金

ウ 福岡市教育振興会奨学金及び北九州市奨学金

(2) 貸与金額が同程度とされ、併給ができない資金等

ア 特別支援教育就学奨励費支弁区分 I

(3) 貸与金額が同程度の場合、併給ができない奨学金あるいは資金等

ア 独立行政法人日本学生支援機構奨学金

イ 生活福祉資金 ウ 交通遺児育英会奨学金

エ あしなが奨学金 オ その他の奨学金

貸与金額が同程度とは、学校種別・通学種別に応じて次の月額以上の場合となります。

学校種別	通学種別	貸与額
国・公立	自宅	月額 18,000円
	自宅外	月額 23,000円
私立	自宅	月額 25,000円
	自宅外	月額 30,000円

※市町村単独の特別事業等一時金的なものや、額が少額なものの併給までは排除していません。

また、日本政策金融公庫の教育ローン、学校における授業料免除制度については、奨学金制度ではないので、制度の併用は妨げません。奨学金の金額が年額である、算定の基礎が明確でない等判断に迷う場合は併用の可否を当財団までお問い合わせください。

6 対象校の範囲について

福岡県教育文化奨学財団が奨学金を貸与している対象校の範囲ですが、以下の表を参考にしてください。

(1) 対象校の範囲

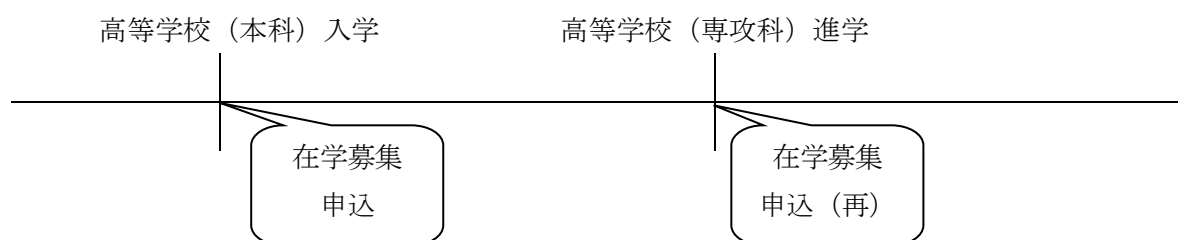
区分		奨学金
高等学校	全日制	○
	定時制	○
	通信制	○
	専攻科	○
特別支援学校	高等部	○
	専攻科	○
中等教育学校後期課程		○
専修学校高等課程 (※1)		○
高等専門学校		○
その他の学校 (※2)		×

※1 当財団より承認を受けている専修高等学校の高等課程が対象となります。

※2 その他の学校には「海上技術学校」、「高等技術専門学校」等が含まれます。

(2) 高等学校（専攻科）の取扱いについて

高等学校看護科などの一部の学校においては、本科（3年）と専攻科（2年）とを併設している場合があります。当財団では、本科と専攻科はまったく別の修学課程とみなしていますので、4月からの本科1年生の貸与期間は3年間となり、専攻科で引き続き貸与を希望する場合は、専攻科への進学時に改めて在学募集に申し込んでいただく必要があります。平成31年度専攻科1・2年生のうち、奨学金の貸与を希望する場合には、新規に在学募集に申し込まれるようご指導願います。



(3) 専修学校高等課程（高等専修学校）について

過去に当財団に貸与を受けた期間は今回の貸与から除算される（ただし、既貸与額を全額返還した者を除く）こととなりますが、高等学校と高等課程は修学課程が重複しますので、過去高等学校において貸与を受けていた方は申請できない場合もありますのでご注意ください。

(例1) 過去に高等学校で3年間奨学金を貸与している者

→ 高等課程の標準修業期間である2年間を超過しているため申請不可

(例2) 過去に高等学校で6か月間奨学金を貸与している者

→ 高等課程の標準修業期間である2年間を超過していないため申請可

※ただし、既貸与月数を除いた月数になります。

専修学校高等課程の奨学金事務取扱担当者の方へ

専修学校（高等課程に限る）が当財団の対象校となるには、事前に申請書により申請いただき、当財団より承認を得る必要があります。

新規に当財団の対象校となることを希望する専修学校は、「専修学校高等課程申請書」に「専修学校設置許可証の写（原本証明要）」、「学則の写」及び「入学案内」を添付して、奨学金の申込み以前に当財団へ提出をお願いします。

なお、旧日本育英会（現日本学生支援機構）で専修学校（高等課程に限る）の対象校となっていた場合、及び旧日本育英会では対象校ではなかったが、その後当財団より対象校として承認を得た場合は再度申請する必要はありません。

7 収入（所得）基準について

福岡県教育文化奨学財団の在学募集及び緊急募集では、経済的理由により修学が困難であるという基準を、世帯収入（所得）の合計額が生活保護基準の2.4倍以下としております。

この基準を満たす方を選考の対象とし、予算の範囲内で貸与を行います。

生活保護基準の2.4倍以下とは？

当財団の生活保護基準は生活保護基準・生活保護実施要領等を準用し定めております。

在学募集及び緊急募集は生活保護基準の2.4倍以下の世帯について申込みが可能です。

2.4倍という額の算出方法は、以下の「(1)収入基準額」と「(2)収入基準加算額」を合計し求めます。なお、この合計した額を「収入基準算出額」といいます。この「収入基準算出額」を、給与収入のみの世帯は給与支払金額（控除前）、給与収入以外の所得がある世帯は所得額と比較することとなります。

(1) 収入基準額（同一生計の人数に応じて決定）

収入の種類	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
給与収入の世帯	5,208,528円	6,410,880円	7,762,872円	8,470,872円	9,779,064円
給与収入以外の世帯	3,626,400円	4,586,400円	5,786,584円	6,423,784円	7,601,157円

※給与収入の世帯は給与支払金額（控除前）、給与収入以外の世帯は所得額を上記表と比較してください。給与収入以外の世帯とは、自営業等の世帯をいいます。

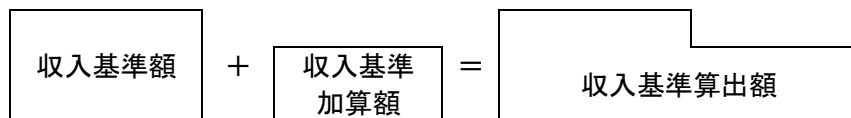
(2) 収入基準加算額（同一生計の状況により加算）

該当する世帯状況	加算額
世帯の母子（父子）家庭児童数による加算額	
児童が1人の場合	669,888円
児童が2人の場合にさらに加える額	52,992円
児童が3人以上で1人増すごとに加える額	27,072円
世帯の障がい者数による加算額	
障がい者に該当する人がいる場合（1人につき）	773,280円
世帯の就労所得者数による加算額	
就労者がいない場合	△955,872円
就労者が1人のみの場合	0円
就労者が複数いる場合（2人目以降につき）	812,448円

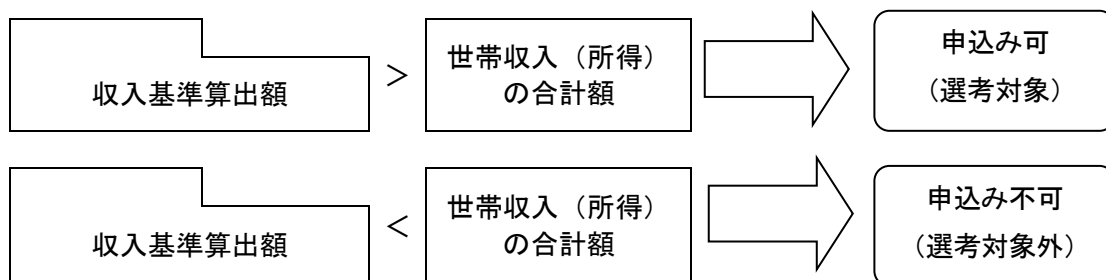
※加算額は給与収入の世帯の金額です。給与収入以外の世帯については、おおむね70%の額を加算します。

イメージ図

収入基準算出額を算定する。



収入基準算出額と世帯収入（所得）の合計額を比較する。



世帯収入（所得）の合計額が収入基準算出額より低ければ、生活保護基準の2.4倍以下という条件を満たすことになり、申し込むことができます。

※ただし、採用については予算の範囲内で行いますので申請者全員が採用されるとは限りません。

算出の具体例

同一生計の構成員：祖父（無職）・祖母（無職）・母（会社員）・本人（高校1年生）・妹（障がい者）

収入基準額		5人世帯	8,470,872円
収入基準加算額	母子家庭 児童数	児童1人目（本人）	669,888円
		児童2人目（妹）	52,992円
	障がい者数	1人	773,280円
収入基準算出額			9,967,032円

以上のように、この例の場合は同一生計収入（所得）の合計額が、9,967,032円以下であれば奨学金の申込みが可能となります。

8 貸与について

(1) 奨学金の貸与方法

奨学金は、福岡銀行の本店及び各支店に開設された奨学生本人名義の口座に振り込みます。

(2) 奨学金の貸与予定日

学校種別及び通学種別に応じた月額を3か月分まとめて年4回貸与します。ただし、初回振込時期と2回目以降の振込時期は異なりますのでご注意ください。

ア 初回振込時期

1頁「令和2年度 高等学校等奨学金 予定表」をご確認ください。

イ 2回目以降の振込時期

	月分	令和2年度貸与予定日
第2回	7～9月	9月10日
第3回	10～12月	12月18日
第4回	1～3月	3月1日

※貸与予定日はやむを得ない事由により変更することがありますので、ご了承ください

※緊急募集により奨学生に決定した場合、決定の時期により初回貸与日に3か月分以上をまとめて貸与することがあります。

9 返還について

(1) 奨学金の返還方法

奨学金の返還は、原則として福岡銀行、ゆうちょ銀行、または西日本シティ銀行の口座から口座振替の方法で返還します。返還は月賦（毎月払い）または、半年賦（6月と12月払い）が選択できます。

（10頁参照）

(2) 返還の開始時期と返還期間

奨学金の貸与終了後6か月が経過した後、返還が始まります。

返還期間は、学校種別により次のように定めています。

ア 公立の場合：貸与期間の3倍

（例）高校3か年間の貸与を受けた場合：9年間

イ 私立の場合：貸与期間の4倍

（例）高校3か年間の貸与を受けた場合：12年間

(3) 返還が困難になった場合

卒業後、上級学校へ進学したときや、病気・災害等の理由により奨学金を返還することが困難になった場合は、一定期間返還が猶予される制度があります。

また、「死亡」や「心身に障がいがあるため今後働けない状態」になったときは、状況に応じて返還金の全部又は一部を免除することがあります。

いずれの場合も、本人から届出がないと制度の適用を受けることはできません。返還に困ったときはそのまま放置せずに当財団まで相談してください。

奨学金の貸与と返還の例
(最も多く貸与した場合)

公立高校（3年間）自宅通学の場合

貸与月額	18,000円
貸与総額	648,000円
返還期間	108ヶ月 (9年間)
年間返還額 (1か月あたり)	72,000円 (6,000円)

私立高校（3年間）自宅通学の場合

貸与月額	25,000円
貸与総額	900,000円
返還期間	143ヶ月 (約12年間)
年間返還額 (1か月あたり)	75,000円 (初回返還額5,400円 以降毎月6,300円)

公立高校（3年間）自宅外通学の場合

貸与月額	23,000円
貸与総額	828,000円
返還期間	108ヶ月 (9年間)
年間返還額 (1か月あたり)	92,000円 (初回返還額4,100円 以降毎月7,700円)

私立高校（3年間）自宅外通学の場合

貸与月額	30,000円
貸与総額	1,080,000円
返還期間	144ヶ月 (12年間)
年間返還額 (1か月あたり)	90,000円 (7,500円)

10 在学募集

(1) 申込資格

次の3項目全てに該当する場合、申し込むことができます。

ア 保護者が、福岡県内に生活の本拠を有していること。

イ 令和2年4月に、高等学校（中等教育学校後期課程を含む）、高等専門学校、高等学校専攻科、特別支援学校高等部、特別支援学校専攻科、専修学校高等課程に在学していること。

※専修学校高等課程は奨学金取扱課程のみです。

ウ 特に経済的理由により修学が困難であること。

※「特に経済的理由により修学が困難である」とは、申込み者の同一生計全員の収入合計額が生活保護基準の2.4倍以下であることをいいます。

(2) 申込みの方法

手続きはすべて学校をとおして行います。学校で取りまとめて申し込んでください。

ア 申込みに必ず提出すべき書類

(ア) 令和2年度奨学金貸与願書（高等学校等奨学生在学・緊急募集用）

(イ) 市区町村長が発行する最新の所得証明書（源泉徴収票は不可）

※18歳以上（学生及び令和2年3月に卒業した者で、かつ、備考欄にその旨記載した者を除く。）の人の全員分が必要です。（収入のない者も必要）

※所得証明書は必ず申告後のもををお願いします。（収入額及び所得額の記載のないものは不可）

「収入（所得）額 ***円」や「収入（所得）額 ——円（非課税）」等は不可

※所得証明書は受付後の返却ができませんので、申請者が添付書類の返却を希望した場合は、在学校長の原本証明付の写（コピー）を提出してください。

イ 次の事由に該当する場合は添付が必要となる書類

事情（理由）	必要な書類	提出書類の具体例
退職（離職を含む）	退職を証明する書類	・退職証明書（様式23号） ・離職票 ・雇用保険受給資格者証
就職	就職後1年間の収入額を証明する書類	・就職等申立書（様式21号） ・給与等支給（見込）証明書（様式22号）
収入減	収入が減少したことを証明する書類	・給与等支給（見込）証明書（様式22号）

(3) 申込みの期間

令和2年4月～「学校の定める日」

ただし、当財団指定の提出期限に遅れないように、学校内締切を定めてください。

(4) 結果通知

選考結果は6月下旬に学校に送付します。

2.4倍以下の方の中から予算の範囲内で採用します。

生活保護基準2.4倍以下の世帯が当財団の奨学制度に申し込むことができますが、全員が採用されるとは限りません。2.4倍以下の世帯の中から予算の範囲内で採用します。

11 緊急募集

(1) 申込資格

次の4項目すべてに該当する場合申込みことができます。

- ア 保護者が、福岡県内に生活の本拠を有していること。
- イ 申込時に、高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）、高等専門学校、高等学校専攻科、特別支援学校高等部、特別支援学校専攻科、専修学校高等課程に在学していること。
※専修学校高等課程は奨学金取扱課程のみです。（在学に問い合わせてください。）
- ウ 1年以内に家計が急変した者、又は、令和2年5月以降に入学した者（ただし、転入学の場合は保護者が県外から転居した場合に限る。）
- エ 特に経済的な理由により修学が困難であること。
※「家計の急変」とは、家計を支えている人が、失職・破産・会社の倒産・病気・死亡又は火災・風水害などにより家計が急変した場合をいいます。
※「特に経済的理由により修学が困難である」とは、申込者の同一生計の収入合計額が生活保護基準の2.4倍以下であることをいいます。
※要件に該当するか解らない場合は、在学又は当財団にお問い合わせください。

(2) 申込みの方法

手続きはすべて学校をとおして行います。学校で取りまとめて申し込んでください。

ア 申込みに必ず提出すべき書類

(ア) 令和2年度奨学金貸与願書（高等学校等奨学生在学・緊急募集用）

(イ) 市区町村長が発行する最新の所得証明書（源泉徴収票は不可）

※18歳以上（学生及び令和2年3月に卒業した者で、かつ、備考欄にその旨記載した者を除く。）の人の全員分が必要です。（収入のない者も必要）

※所得証明書は必ず申告後のものをお願いします。（収入額及び所得額の記載のないものは不可）

「収入（所得）額 ***円」や「収入（所得）額 ——円（非課税）」等は不可

※所得証明書は受付後の返却ができませんので、申請者が添付書類の返却を希望した場合は、在学校長の原本証明付の写（コピー）を提出してください。

(ウ) 緊急募集に申し込む事情の分かる書類

事情（理由）	必要な書類	提出書類の具体例
退職（離職を含む）	退職を証明する書類	・退職証明書（様式23号）・離職票 ・雇用保険受給資格者証
就職	就職後1年間の収入額を証明する書類	・就職等申立書（様式21号） ・給与等支給（見込）証明書（様式22号）
収入減	収入が減額したことを証明する書類	・給与等支給（見込）証明書（様式22号）
両親の離別	両親の離別を証明する書類	・戸籍謄（抄）本
家計支持者の破産	破産を確認できる書類	・免責決定通知書
家計支持者の死亡	死亡を確認できる書類	・戸籍謄（抄）本
他都道府県奨学生が保護者の転居により貸与停止	その事実を証明する書類	・他都道府県の貸与証明書 （ただし、都道府県が関与した制度に限ります。）
年度中途入学者	その事実を証明する書類	・入学証明書（任意様式）
長期療養（6月以上） 罹災	その事実を証明する書類	・緊急募集に係る経費等内訳書（様式24号） ・領収書や罹災証明書等、その事実のわかるもの
その他の事由	その事実を証明する書類	事由により異なる

(3) 申込みの期間

随時（在学募集期間中を除く）

ただし、最終締切日は令和3年3月5日当財団必着。

(4) 選考

願書は随時受付をしていますが、選考は年4回次の期間に分けて選考します。

第一回 令和2年 7月31日締切

第二回 令和2年10月30日締切

第三回 令和3年 1月29日締切

第四回 令和3年 3月 5日締切

※なお、締切日時点で申請書類に不備不足があった場合は次回の選考となります。

(5) 結果通知

選考結果は次の期間に学校に送付します。

第一回 令和2年8月中旬

第二回 令和2年11月中旬

第三回 令和3年2月中旬

第四回 令和3年3月中旬

2. 4倍以下の方の中から予算の範囲内で採用します。

生活保護基準2.4倍以下の世帯が当財団の奨学制度に申し込むことができますが、全員が採用されるとは限りません。2.4倍以下の世帯の中から予算の範囲内で採用します。

- (1) 学校受付番号欄は学校にて奨学金事務担当者が記入します。
 (2) 希望種別欄は在学募集もしくは緊急募集の希望する募集区分にチェックを記入する。
 (3) 申込者欄は必要事項を全て記入する。

貸与月額選択の欄の記入について

通学種別に応じて、希望する貸与月額に○をつけてください。

※保護者の住所に関する注意点

「保護者が福岡県内に生活の本拠を有していること」が当財団の申込要件となっておりますので、福岡県以外に生活の本拠がある方は選考の対象外となります。

- (4) 同一生計の家族状況欄の記入

ア 同一生計の家族を全員記入する。

イ 必要に応じ所得証明書を添付する。

※所得証明書が必要な者に関する注意点

原則：18歳以上の者に関して全員分必要。(所得の無い者も必要。)

例外：学生及び令和2年3月卒業の者に関しては所得証明書は不要。

ただし、令和2年3月卒業の者で現在職についている者は、就職等申立書が必要。

【イメージ図】	社会人 (無職含む)	学生等
以上	所得証明書 必要	・大学生等の者 ・平成31年3月 卒業生
18歳	若年就労者	高校生以下の者
未満		

※所得証明書に関する注意点

収入(所得)額の記載のあるもの。(「収入(所得)額 ***円」等は不可。)

ウ 備考欄は所得証明書の添付が不要な者について、理由を記入する。

例 「〇〇大学〇年」、「令和2年3月卒業(現在無職)」等

エ 所得の種類欄は同一生計の家族の全員が給与所得のみである場合と、同一生計の家族の誰かが1人でも給与所得以外の所得がある場合で記載の仕方が異なる。

(ア) 全員が給与所得のみの場合

→所得証明書の「給与収入金額」各人毎に記入。(千円未満切捨)

(イ) 家族の誰かが1人でも給与所得以外の所得がある場合

→所得証明書の各所得の合計額を各人毎に記入。(千円未満切捨)

ア 全員が給与所得のみの場合		イ 全員が給与所得ではない場合	
平成30年分 合計所得金額	円 ¥2,258,800	平成30年分 合計所得金額	円 ¥3,988,788
給与	¥2,258,800	給与	¥2,258,800
給与収入	¥3,484,214	営業所得	¥1,729,988
		給与収入	¥3,484,214
願書記入		願書記入	
所得の種類		所得の種類	
給与収入額	其他所得額	給与収入額	其他所得額
千円	千円	千円	千円
3,484			3,988

- (5) 世帯人員等集計欄の記入

ア 世帯人員は同一生計の家族状況に記載した人数を記入する。(本人含む)

イ 母子家庭児童数は母子(父子)家庭である18歳以下の児童数を記入する。

ウ 障がい者数は公的な機関が発行した障がいに係る手帳の写しを提出した人数を記入する。

エ 就労者数は、労働による収入のあった者の数を記入する。

○特に配慮してほしい家族の事情

- ・最新の所得証明書に比して、収入の減少等、特に配慮して欲しい家族の事情がある場合は、必ず所得証明書の他に事実の確認ができる書類を添付してください。

「特に配慮してほしい家族の事情」及び「添付書類」の具体例

- ・収入が減少した場合 → 対象者の給与等支給(見込)証明書(様式22号)
- ・退職して現在無職 → 対象者の離職票、雇用保険受給資格者証、退職証明書(様式23号)のうちいずれか1つを添付のうえ、願書(表面)備考欄に「現在無職」と記入
- ・退職して現在有職 → 対象者の就職等申立書(様式21号)を添付

※ 添付書類がない場合は、提出されている書類で選考を行いますのでご注意ください。

(6)

緊急募集の場合は記入してください。(在学募集の場合は記入の必要はありません。)

家計急変の事由 (該当する項目を○ で囲むこと、複数 選択可)	ア. 家計支持者の離職	キ. 事故・病気(6月以上)による支出増又は収入減
	イ. 家計支持者の死亡	ク. 会社倒産・経営不振による著しい収入減
	ウ. 家計支持者の離別	ケ. 自然災害により著しく支出増又は収入減
	エ. 家計支持者の破産	コ. 他県奨学生が保護者の転居により貸与停止
	オ. 災害救助法適用者	サ. その他収入激減等
	カ. 年度中途入学者	

※ 緊急募集に申込まれる場合は、家計急変の事由及び諸証明書類の添付が必要です。

事由の生じた年月 令和 年 月 (年度中途入学は入学年月)

希望する貸与始期 令和 年 月 (事由発生月までさかのぼり可能。ただし令和2年4月が限度)

(7)

以上のとおり記載事項に相違ありません。貴財団の奨学生として採用されるようお願いいたします。
なお、採用されたときは、奨学生としての自覚を持ち勉学に励むとともに、貴財団の貸与規程を遵守し、奨学金の返還等に誠実に義務を履行します。

令和 2 年 4 月 10 日

生徒氏名 博多 奨太郎

博多 印

連帯保証人名 (保護者 続柄) 博多 奨 (父)

博多 印

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

※ 生徒と連帯保証人はそれぞれ自筆で署名し、押印してください。(同じ印やシャチハタ印は不可)

(8)

奨学生推薦調書

特に配慮すべき事情がある場合は記入してください。

上記生徒を貴財団の奨学生として適当と認め推薦します。

令和 年 月 日

学校長

職印

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

※ 学校長の推薦(職印)のない願書は受付できません。

(9)

※ 訂正がある場合は、2本線で修正の上、訂正印を押印してください。
修正液は使用しないでください。

- (6) 特に配慮してほしい家族の事情欄は、所得証明書どおりの審査では、現状の実態を反映できない場合に、その事情を証明する書類が添付します。

在学募集の添付書類の例

事情（事由）	必要な書類	提出書類の具体例
退職（離職を含む）	退職を証明する書類	・退職証明書（様式23号） ・離職票 ・雇用保険受給資格者証
就職	就職後1年間の収入額を証明する書類	・就職等申立書（様式21号） ・給与等支給（見込）証明書（様式22号）
収入減	収入が減額したことを証明する書類	・給与等支給（見込）証明書（様式22号）

- (7) 緊急募集で申込み場合は必ず記入してください。

ア 家計急変の事由 →該当する事由を○で囲んでください。（複数選択可）

イ 事由の生じた年月 →事由の生じた年月を記入してください。

（ただし、事由発生日を証明する書類が必要です。）

ウ 希望する貸与始期 →貸与を開始する希望月を記入してください。

※事由発生日まで遡ることが可能ですが、令和2年4月が限度となります。

緊急募集の添付書類の例

事情（事由）	必要な書類	提出書類の具体例
退職（離職を含む）	退職を証明する書類	・退職証明書（様式23号） ・離職票 ・雇用保険受給資格者証
就職	就職後1年間の収入額を証明する書類	・就職等申立書（様式21号） ・給与等支給（見込）証明書（様式22号）
収入減	収入が減額したことを証明する書類	・給与等支給（見込）証明書（様式22号）
両親の離別	両親の離別を証明する書類	・戸籍謄（抄）本
家計支持者の破産	破産を確認できる書類	・免責決定通知書
家計支持者の死亡	死亡を確認できる書類	・戸籍謄（抄）本
他都道府県奨学生が保護者の転居により貸与停止	その事実を証明する書類	・他都道府県の貸与証明書 （ただし、都道府県が関与した制度に限ります。）
年度中途入学者	その事実を証明する書類	・入学証明書（任意様式）
長期療養（6月以上） 罹災	その事実を証明する書類	・緊急募集に係る経費等内訳書（様式24号） ・領収書や罹災証明書等、その事実がわかるもの。
その他の事由	その他事実を証明する書類	事由により異なる

- (8) 誓約欄となります。

ア 年月日 →学校提出日を記入してください。

イ 氏名 →生徒及び連帯保証人（保護者）がそれぞれ自筆してください。

ウ 印鑑 →生徒及び連帯保証人（保護者）の印鑑は別々のものを押印してください。

- (9) 奨学生推薦調書欄は学校の奨学金事務担当者が記入します。生徒及び保護者の方が記入する必要はありません。学校の奨学金担当者の方は忘れずに記入してください。

奨学生推薦調書に関

学校の奨学金事務担当者の方へ（重要）

当財団の奨学金申込みは「学校長の推薦」によって行われています。

よって、学校長の職印（学校長の推薦）の無い願書は受け付けることができませんので必ず学校長の職印を押印していただくようお願いします。

また、特に配慮すべき事情がある場合は、同欄に記入していただくようお願いしています。（特に配慮すべき事情が無い場合は記載不要です。）

奨学金申請に係るQ&A

当財団の奨学金の申込みに際して、今までの質問が多かった項目について、Q & A形式にまとめてみましたので参考にしてください。

◆保護者について

Q1 保護者は必ず県内居住者でなければなりませんか？

A1 保護者の生活の本拠地が福岡県内でなければなりません。単身赴任で家計支持者が一時的に県外で生活している場合は問題ありません。また、保護者が県内居住者であれば、生徒本人が県外の高校に通学していても差し支えありません。

Q2 連帯保証人は必ず保護者（父母）でなければいけませんか？

A2 例えば生徒が祖父母と同居していて、祖父母の家計で扶養されていて、実態として祖父母が保護者としての役割を果たしているような場合は、父母以外でも差し支えありません。

◆併願併給について

Q1 他の奨学金制度との併願、併給はできますか？

A1 併願については差し支えありません。併給については次のとおりです。

◇併給不可のもの

- ・母子父子寡婦福祉資金
- ・定時制課程及び通信制課程修学奨励金
- ・特別支援教育修学奨励費支弁区分Ⅰ
- ・福岡市教育振興会奨学金及び北九州市奨学金

◇貸与（給付）金額が同程度（※）の場合、併給不可のもの

- ・都道府県、市町村及びこれらが所管する公益法人等が実施する同様の奨学金あるいは資金等
- ・独立行政法人日本学生支援機構
- ・生活福祉資金
- ・交通遺児育英会奨学金
- ・あしなが奨学金
- ・その他の奨学金（各学校独自の奨学金制度含む）

※「貸与（給付）金額が同程度」とは、選択している月額にかかわらず、学校種別・通学種別に応じて次表の月額以上の場合です。

学校種別	通学種別	貸与額	
国・公立	自宅	月額	18,000円
	自宅外	月額	23,000円
私立	自宅	月額	25,000円
	自宅外	月額	30,000円

当財団の奨学金と、併願していた同程度の奨学金について採用が決定した場合には、いずれか片方を辞退していただく必要があります。

なお、当財団の奨学金を辞退される場合は、別紙の「辞退届（様式11号）」を在学経由で提出してください。

◆所得証明書について

Q1 提出書類のうち、所得証明書は源泉徴収票をもって代えることは可能ですか？

A1 不可です。給与収入の他に事業収入等があった場合に、源泉徴収票ではその内容の確認がとれないので、必ず市町村発行の所得証明書を提出してください。

Q2 母親は専業主婦なので収入がありません。証明書は必要ですか？

A2 必要です。市町村役場の課税担当課で申告を行い、税務担当課で所得証明書を発行してもらってください。収入がないことの証明が必要です。

Q3 収入がない場合の証明書は、市町村発行の非課税証明書でも構いませんか？

A3 原則として市町村発行の所得証明書が必要です。ただし、非課税証明書でも、収入額が0円との記載がある場合は差し支えありません。

Q4 今年になって再就職（転職）をしました。所得証明書は前の会社の収入内容ですが、どうしたらよいでしょうか？

A4 以前の就労先を退職したことが分かるもの（雇用保険受給者資格票の写し、退職日記載の源泉徴収票の写し等）の提出と、現在の就労先から就職等申立書（様式21号）を発行してもらって提出してください。なお、この場合も市町村発行の所得証明書は提出の必要があります。

Q5 本年3月に高校を卒業した子がいます。現在は無職ですが、所得証明書は必要でしょうか？

A5 必要ありません。

その場合、貸与願書の備考欄に「令和2年3月高校卒業（現在無職）」と記載してください。

ただし、令和2年3月に高校等を卒業した子が、4月より就職して、生計を同じくしている場合には、貸与願書の備考欄に「令和2年3月高校卒業」と記載して、就職等申立書（様式21号）を提出してください。

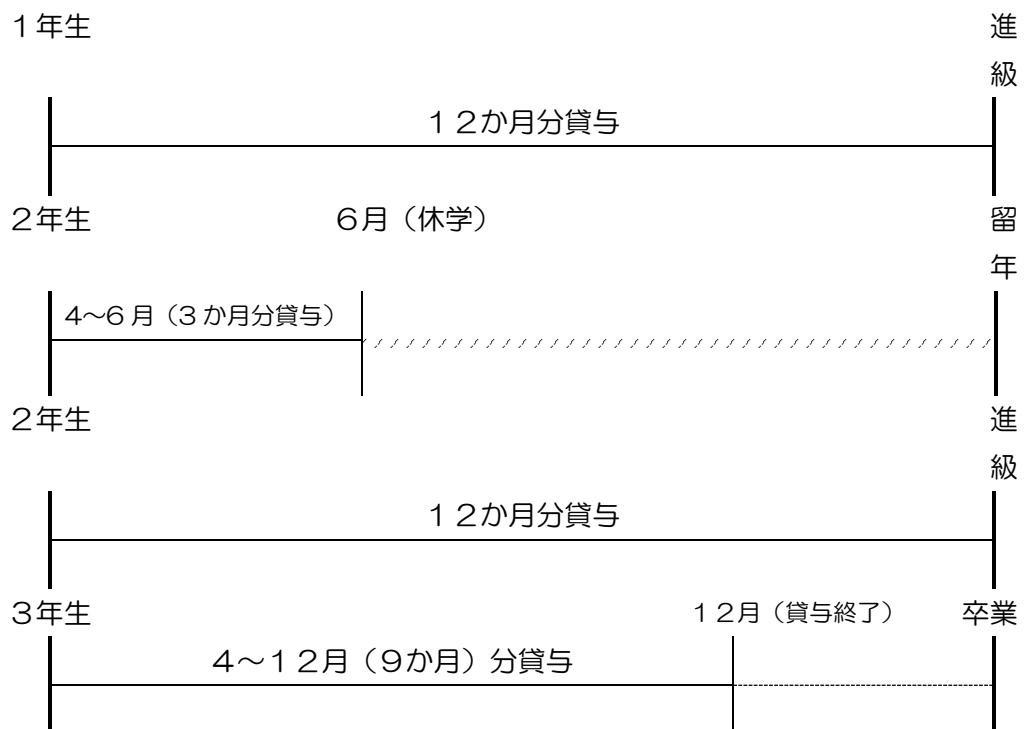
なお、この場合の、子に係る所得証明書は必要ありません。

※卒業した学校が、大学、専門学校、予備校等の場合、上の例の「高校」を適宜、読み替えてください。

◆奨学生の異動について

Q1 奨学金の貸与期間については、留年などによる貸与期間の延長はないとのことですが、休学により結果的に留年してしまった場合の貸与は具体的にどのようなになりますか？

A1 1年生



※ 在学期間は4年でも、奨学金の貸与期間は正規の修業年限である3年分（36月分）です。

Q2 奨学生が退学、転学、転籍した場合の取扱いについて、詳しく教えてください。

A2 退学した者が、退学した日の属する翌月に、新たに高等学校等に在学することとなった場合は、引き続き貸与を継続することができます。貸与を継続することとなった場合、新たに在学することとなった高等学校等に係る奨学金の貸与月額が異なる場合（例：公立→私立）は、新たに在学することになった高等学校等に係る奨学金の月額に変更できます。ただし、届出が遅延した場合には既貸与済分についての変更は行いません。

また、転学により、月額が異なった場合にも同様の取扱いとなります。

おって、在籍する高等学校等を異動することなく、履修する課程を異にした（例：全日制→定時制）ことについて相当の理由があると認められる場合にも、奨学金の貸与月額の変更を行うことができます。

いずれの場合も、在学から届出がなければ、奨学生が不利益を被ることになりかねませんので、奨学生の異動にかかる当財団への報告はすみやかにお願いします。

◆緊急募集について

Q1 緊急募集において、「家計の急変により申込者の同一生計の収入合計額が生活保護基準の2.4倍以下となった場合」の具体例を教えてください。

A1 （具体例）

世帯の家族構成 父、母、高校生1人、中学生1人（4人世帯）

この世帯の家計急変前の家計状況は次のとおり。

父の平成30年分の給与収入	4,835,000円（市町村発行の所得証明書）
母の平成30年分の給与収入	3,980,000円（市町村発行の所得証明書）
世帯の合計収入	8,815,000円→生活保護基準の2.4倍以上

父がリストラにより、
会社を解雇された場合

父の今後1年間の収入見込	0円（退職証明書（様式23号））
母の平成30年分の給与収入	3,980,000円（市町村発行の所得証明書）
世帯の合計収入	3,980,000円→生活保護基準の2.4倍以下

Q2 1年生の生徒の保護者が昨年12月にリストラに遭い、同一生計の収入合計額が生活保護基準の2.4倍以下となりました。このような場合は緊急募集と在学募集のどちらで申込んだ方がいいのでしょうか？

A2 在学募集においても、前年の所得証明書に比して著しく家計収入の減少があり、そのことが証明できる書類の提出があれば、その世帯の合計収入の考え方は緊急募集と変わりありません。選考にあたってはどちらで申し込んでも有利・不利はありませんが、申請が期日までに間に合うのであれば、在学募集で申し込むようにしてください。

◆その他

Q1 退職証明書等、事情により事業主の証明印がもらいにくいものもあるが、諸証明書について、事業主の証明印は必ず必要でしょうか？

A1 必要です。奨学金の申込みにあたっては、市町村発行の所得証明書を必ず提出していただきます。これは、その世帯の前年の収入状況を客観的に証明する書類をもって、特に事情がない限り本年もほぼその収入状況が続くとみなして選考するためです。

退職証明書や給与等支給（見込）証明書については、その事実発生以降は、客観的である所得証明書の内容とは異なる収入状況になるという申立ですから、事業主等第三者の客観的な証明印が原則として必要です。

しかし、事情によりどうしても事業主等の証明印がもらえない場合は、当財団へご相談ください。

Q2 奨学生として採用された後、事情があって休学することになりました。奨学金の貸与はどうなるのでしょうか？

A2 休学退学については、事実の発生した月の翌月（月の初日から事実の発生したものは、その月）から貸与を停止又は休止します。また、留年等により正規の修業年限を超えて修学したとしても、その超えた月分の奨学金の貸与は行いません。

なお、在学より長期欠席の連絡があった場合にも、在学と相談のうえ奨学金の貸与を一時休止することもあります。

Q3 高校にある寮に入る場合、自宅外の金額の貸与が受けられますか？

A3 どのような状態を自宅外と認めるかは個々の事情によりますが、在学の方針として入寮が強制である場合や、交通手段の関係から自宅からの通学が困難で下宿している場合等であれば、自宅外の金額の貸与が受けられます。

「在学の方針や交通による通学の困難ではなく、個人的な理由でアパートを借りている」、「単に高い金額の貸与を受けたいから」というだけでは、自宅外の金額の奨学金の貸与を受けることはできません。

Q4 奨学金貸与の願書を提出していたが、家計状況が好転したため、申込みを取り消したい。どのような手続きをとればよいでしょうか？

A4 下記の書類を学校をとおして当財団へ提出してください。

採用決定前・・・出願辞退届（様式20号）

採用決定後・・・辞退届（様式11号）

なお、奨学金貸与中であっても、家計状況の好転により奨学金が必要でなくなった場合にも、すみやかに「辞退届（様式10号）」を提出してください。この場合の辞退届は、様式10号ですので、在学の方針や交通による通学の困難ではなく、個人的な理由でアパートを借りている、単に高い金額の貸与を受けたいからというだけでは、自宅外の金額の奨学金の貸与を受けることはできません。

Q5 10月に単位制の高等学校へ入学しました。奨学金を借りたいのですが申込みはできますか。

A5 5月以降の中途入学者は県内からの転入学者を除き、緊急募集に申込みことができます。

しかし、年度中途入学者でも県内からの転入学者については4月の時点で在学募集を申請できますので対象外となりますのでご注意ください。

また、県外からの転入学者についても一家での転居ではなく、もともと保護者が福岡県内に生活の本拠を有している方で生徒のみ県外の学校から転入してきた場合も4月の在学募集に申請できるため除きます。

なお、過去に当財団の貸与を受けた期間は今回の貸与期間から除算されますのでご注意ください。

Q6 申込では基準内の収入ですが、必ず奨学金の貸与を受けられますか？

A6 在学募集及び緊急募集の要件として特に経済的理由により修学が困難であることが条件であり、その「特に経済的理由により修学が困難であること」とは、申込者の同一生計の収入合計額が生活保護基準の2.4倍以下であります。この基準は採用の基準ではなく、あくまで申込みができるかどうかの基準です。

採用については、当年度の予算の範囲内で行いますので、生活保護基準の2.4倍以下を満たしている場合においても、申請者の方全員が採用されるとは限りません。ご了承ください。

Q7 貸与月額を変更することは可能ですか？

A7 貸与月額を変更するためには、年1回、決められた期間内（4月～5月中旬）に関係書類を提出していただく必要があります。年度中途からの月額変更は原則としてできませんのでご注意ください。

Q8 申請の際に使用した書類は返してもらうことができますか？

A8 所得証明書を含む添付書類は、受付後の返却はできませんので、添付書類の返却を希望される方は、あらかじめ在学校の担当者に申し出たうえで、在学校の原本証明付の写（コピー）を提出してください。

様式集

令和2年度奨学金貸与願書

学校受付番号

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

希望 種別	申し込む奨学金の種別の □をチェックしてください。	<input type="checkbox"/> 在学募集 <input type="checkbox"/> 緊急募集	申込資格等は奨学金案内 を参考にしてください。
----------	------------------------------	--	----------------------------

申込者	フリガナ				男・女	生年月日			
	本人(生徒)氏名					昭和			
	現住所	〒 (電話番号 - -)				平成	年	月	日
	在学学校名	立 校			入学年度	平成・令和 年入学			
	課程名	全日制・定時制・通信制・専攻科・高等課程			学 年	年在学			
	卒業予定年月日	令和	年	月卒業予定	残り修学年数 (貸与予定年数)	年			
	貸与月額選択	<input type="checkbox"/> 自宅 A・B・C <input type="checkbox"/> 学生寮 <input type="checkbox"/> 自宅外 <input type="checkbox"/> その他 A・B・C			※ 貸与月額が選択されていない場合、「自宅」区分の「A」を選択したものとします。				
保護者の住所	〒 (電話番号 - -) 福岡県								

	続柄	氏名	年齢	同居 別居	備考 学生は学校名及び学年を記入 令和2年3月卒業者はその旨記入	所得の種類		
						給与収入額 千円	その他所得額 千円	
同一生計の 家族状況	本人	上記のとおり						
合計								

- ※ 1 「奨学金を希望するみなさんへ」の記入例をよく読んで黒または青のボールペン記入してください。
 2 年齢は令和2年4月1日現在で記入してください。
 3 備考欄には、〇〇小(中・高・大・専門学校・予備校等)学校〇年生等就学状況を記入してください。
 4 収入・所得の欄は、市町村発行の所得証明書の金額を記入してください。

※ 世帯人員等集計（上記家族状況欄と一致すること。）

世帯人員	母子家庭児童数	障がい者数	就労者数

- 1 母子家庭児童数は母子家庭(父子等も可)の18歳以下の児童数(年齢は令和2年4月1日現在で判断)
 2 障がい者数は、障害者手帳(療養手帳)をお持ちの方の人数(手帳(※有効期限記載)の写し添付)
 3 就労者数は、就労してある方の人数(年金収入のみの方を除く)

○特に配慮してほしい家族の事情

- ・最新の所得証明書に比して、収入の減少等、特に配慮して欲しい家族の事情がある場合は、必ず所得証明書の他に事実の確認ができる書類を添付してください。

「特に配慮してほしい家族の事情」及び「添付書類」の具体例

- ・収入が減少した場合 → 対象者の給与等支給(見込)証明書(様式22号)
- ・退職して現在無職 → 対象者の離職票、雇用保険受給資格者証、退職証明書(様式23号)のうちいずれか1つを添付のうえ、願書(表面)備考欄に「現在無職」と記入
- ・退職して現在有職 → 対象者の就職等申立書(様式21号)を添付

※ 添付書類がない場合は、提出されている書類で選考を行いますのでご注意ください。

緊急募集の場合は記入してください。(在学募集の場合は記入の必要はありません。)

家計急変の事由 (該当する項目を○ で囲むこと、複数 選択可)	ア. 家計支持者の離職	キ. 事故・病気(6月以上)による支出増又は収入減
	イ. 家計支持者の死亡	ク. 会社倒産・経営不振による著しい収入減
	ウ. 家計支持者の離別	ケ. 自然災害により著しく支出増又は収入減
	エ. 家計支持者の破産	コ. 他県奨学生が保護者の転居により貸与停止
	オ. 災害救助法適用者	カ. その他収入激減等
	キ. 年度中途入学者	
<p>※ 緊急募集に申込まれる場合は、家計急変の事由及び諸証明書類の添付が必要です。</p>		
事由の生じた年月	令和 年 月	(年度中途入学は入学年月)
希望する貸与始期	令和 年 月	(事由発生日までさかのぼり可能。ただし令和2年4月が限度)

以上のとおり記載事項に相違ありません。貴財団の奨学生として採用されるようお願いいたします。
 なお、採用されたときは、奨学生としての自覚を持ち勉学に励むとともに、貴財団の貸与規程を遵守し、奨学金の返還等に誠実に義務を履行します。

令和 年 月 日

生徒氏名 印

連帯保証人名 印

(保護者 続柄) ()

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

※ 生徒と連帯保証人はそれぞれ自筆で署名し、押印してください。(同じ印やシャチハタ印は不可)

奨学生推薦調書

特に配慮すべき事情がある場合は記入してください。

上記生徒を貴財団の奨学生として適当と認め推薦します。

令和 年 月 日

学校長 職印

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

※ 学校長の推薦(職印)のない願書は受付できません。

奨学金等辞退届

令和 年 月 日

奨学生番号 第 _____ 号
学校名 _____
氏名 _____

私は次のとおり奨学金等を辞退しますのでお届けいたします。

1. 辞退事由 _____
2. 該当項目を○で囲んでください。

奨学金のみ辞退

~~支度金のみ辞退~~

~~奨学金、支度金ともに辞退~~

奨学生本人 干
住所： _____
電話： (_____) _____
氏名： _____ 印

保護者 干
住所： _____
電話： (_____) _____
氏名： _____ 印

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団 理事長 殿

上記のとおり辞退届ができましたので報告します。

令和 年 月 日

学校名

校長氏名 職印

(様式20号)

奨学金出願辞退届

令和 年 月 日

この度、令和2年度奨学金貸与願書を提出しましたが、下記の理由により出願を辞退しますのでお届けします。

記

1 該当する種別を○で囲んでください。

◎在学募集 ・ ◎緊急募集

2 辞退理由

〒 _____
本人住所
電話番号 (_____) _____
本人氏名 _____ 印

〒 _____
保護者住所
電話番号 (_____) _____
保護者氏名 _____ 印

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団 理事長 殿

上記のとおり辞退届の提出がありましたので報告します。

令和 年 月 日

学校名 _____

校長氏名 _____ 職印 _____

学校記入欄	
学校コード	
学校受付番号	

就 職 等 申 立 書

令和 年 月 日

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団 理事長 殿

氏名 印

この度、下記のとおり収入を得ることになりましたので申し立てます。

記

- 1 今後1年間の収入見込額 年額 _____ 円
(注) 通勤手当を除く税込みの支給額(賞与等の諸手当を含む)を記入して下さい。

- 2 雇用開始年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

- 3 その他

上記のとおり証明する。

事業所名 _____

代表者名 _____

社 印

給与等支給（見込）証明書

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団 理事長 殿

給与等の種別（給与、賃金、報酬）

給与の支給を受けた者

氏名

上記の者に対する 年 月以降1年間の給与等の支払（見込を含む）は、下記のとおりです。

雇用年月日		年 月 日	
支給月	支給額	支給月	支給額
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		合 計	

(注) 通勤手当を除く税込みの支給額（賞与等の諸手当を含む）を記入してください。

上記のとおり証明する。

令和 年 月 日
給与等の支払者

事業所名

代表者名

社 印

退職証明書

氏名

上記の者は、 年 月 日付けで当社を退職したことを

証明します。

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団 理事長 殿

令和 年 月 日
給与の支払者
事業所名
代表者名

社 印

(様式24号)

緊急募集に係る経費等内訳書

令和 年 月 日

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団 理事長 殿

学校名
生徒氏名
連帯保証人（保護者）

印
印

年 月 から長期療養・被災しています。経費等は次のとおりです。

(単位：円)

年・月					月 計
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
領収書計					
年間推算額					

(注1) 病気による長期療養の場合は、病院・医師の「領収書（6ヶ月以上）等」を添付して、年間所要額を推算してください。

(注2) 災害等については、罹災証明書、被害届等を添付し、被害総額を推算してください。

(注3) 所要額、被害額共に、保険金や損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる分や、第三者への賠償に係る経費は含まないこと。

福岡県教育文化奨学財団は、高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む）・高等専門学校・専修学校高等課程の生徒のうち、経済的理由により奨学金を希望する人について、奨学生の募集を行っています。

【福岡県教育文化奨学財団奨学事業の変遷】

- 昭和47年 県政百周年記念行事の一環として財団法人福岡県奨学会を設立した。
社会に有為な人材を育成することを目的として、高校奨学金・大学奨学金の貸与事業を開始した。
- 平成14年 国が新設した高等学校等奨学事業補助金※1を活用し、高校奨学金の規模を大幅に拡大した。
併せて、低所得世帯の学習機会の均等を目的とした入学支度金制度を県単独事業で新設した。
また、保証人を1名とするなど、内容面も充実した。
- 平成15年 高等学校進学に関して経済的に不安を抱くことなく望ましい進路選択を行うことができるようにするとともに、入学後可能な限り早い時期に貸与し、入学時の保護者負担をより効果的に軽減するために、入学支度金及び奨学金について中学校在籍時における予約募集を実施した。
- 平成16年 平成16年3月31日で日本育英会が廃止され、高校奨学金・専修学校高等課程奨学金が地方に移管されることとなった。
4月1日、県教育委員会所管の公益法人と統合合併し、財団名を福岡県奨学会から福岡県教育文化奨学財団に変更した。
- 平成17年 4月入学生から、日本育英会高校等奨学金と従来の高校奨学金を一本化し新たな奨学事業を開始する。実施にあたっては、これまでの当財団の実施してきた奨学事業の趣旨や果たしてきた役割を考慮し、学力要件を設けない高校奨学金制度とする。
4月からの実施にあたって、平成16年度中に入学前の中学三年生に対し予約募集を行う。併せて17年4月より、進学後の高校1年生を対象に在学募集及び緊急募集を実施している。
- 平成24年 平成25年3月25日付で公益財団法人として認定を受け、平成25年4月1日付で、名称を公益財団法人福岡県教育文化奨学財団と改める。

高等学校等奨学事業費補助金※1

国の同和対策事業を支えた地対財特法の失効（平成14年3月末）に伴い、地域改善対策奨学資金が廃止されたことから一般対策として新設された国庫補助事業。

対象を同和地区出身者から低所得世帯の全高校生に拡大し、自立のための教育の機会均等と人材育成を目的とした地域改善対策奨学金の趣旨を生かし、成績による審査を課さない制度であることが特徴。

〒 812-8575

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県教育庁内

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団（福岡支所）

電話 092-641-7326（直通）

092-651-1111（代表）

内線 5501

FAX 092-641-7530